

令和6年度 第2回船橋市再犯防止推進ネットワーク会議 会議録

(令和7年3月27日作成)

1	開催日時		令和7年1月22日（水曜日） 14時00分から16時15分
2	開催場所		市役所本庁舎9階 第1会議室
3	出席者		
	(1)	委員	東本 愛香委員、高尾 正義委員、土佐 一仁委員、小山 毅委員、金子 雄介委員、小笠原 貴寛委員、橿原 経宏委員、武田 侑紀委員、佐々木 貴弘委員、戸松 篤司委員、磯部 晴子委員、平川 修委員、伊藤 一茂委員、石川 裕厚委員、白田 東吾委員、清水 博和委員、小出 正明委員、森岡 容子委員、友野 剛行委員、山崎 馨子委員、工藤 智子委員、飯ヶ谷 徹平委員、村松 裕須圭委員
	(2)	事務局	福祉政策課 斎藤課長、横田課長補佐、内田係長、原田主任主事、小又主任主事
	(3)	その他	千葉刑務所社会復帰支援室 海野福祉専門官、千葉地方検察庁刑事政策総合支援室 松本室長、渡邊統括捜査官、一般社団法人千葉県作業療法士会 関理事、船橋市福祉サービス部 岩澤部長、船橋市民安全推進課 白戸副主査、横山主事
4	欠席者		川島 喜弘委員、内海 進三郎委員
5	議題及び公開非公開の別並びに非公開の場合にあつては、その理由		
	(1)	議題	1. 船橋市犯罪被害者等支援事業について 2. 非行少年・再犯防止支援ケース対応案について 3. 各団体から提供のあった支援事例、再犯防止・非行少年支援に関するガイドブックについて 4. その他
	(2)	公開・非公開の別	公開
	(3)	非公開の場合の理由	
6	傍聴者数 (全部を非公開で行う会議の場合を除く。)		0名
7	決定事項		各議題について、所管課及び事務局より報告の上、各委員より質疑応答、意見聴取を行った。
8	議事		別紙のとおり
9	その他		
10	問い合わせ先		船橋市 健康福祉局 福祉サービス部 福祉政策課 政策推進係 電話 047(436)2383 fukushiseisaku@city.funabashi.lg.jp

令和6年度第2回船橋市再犯防止推進ネットワーク会議 会議録

福祉政策課 課長補佐	ただいまより、令和6年度第2回船橋市再犯防止推進ネットワーク会議を開催させていただきます。 委員の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。福祉政策課課長補佐の横田と申します。よろしくお願いいたします。 議事に先立ち、今回初めて会議にご出席いただいております委員及び関係者の紹介をさせていただきます。 一般社団法人千葉県居住支援法人協議会 代表理事 友野 剛行 委員 です。 関係団体からの出席者といたしまして、千葉県地方検察庁 刑事政策総合支援室 室長 松本 有子 様 です。 一般社団法人千葉県作業療法士会 理事 関 美行 様 です。 なお、委員の欠席につきまして、千葉県地方検察庁の川島委員、船橋市自治会連合協議会の内海委員につきましては、本日は所用により、欠席の連絡がありましたことをご報告いたします。 続きまして、事前に郵送させていただきました本日の会議資料について確認をさせていただきます。 次第 席次 委員名簿 船橋市再犯防止推進ネットワーク会議の設置要綱 資料1、船橋市犯罪被害者等支援事業について、 資料2、非行少年、非行少年・再犯防止支援ケース対応案(イメージ) 資料3 支援事例1～16 また、お手元には加えまして、本日は追加資料としてまず一つ目が、右上に資料4と書かれたホッチキス止めのもの、こちらが、相談事例イメージ、フローチャートをお配りさせていただいております。 またA4枚の委員名簿は、本日用にこちらも修正させていただいております。 もう1枚、A4で、支援事例8と左上に書いているもの、こちらの資料3の中で、支援事例8について一部誤植がございましたので、差し替え用として、こちらもお配りさせていただいております。
-----------------------	---

東本会長	また、A4の横ですね冊子のイメージとして、と書かれているもの、こちらで以上となります。 不足している資料などがございましたら、お申し出いただければと思います。 よろしいでしょうか。 次に、マイクの使用方法についてでございますが、スイッチを押していただきますと、赤いランプがついて、マイクがオンになります。 発言が終わりましたら、再度スイッチを押して、マイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。 それでは、今後の議事は、東本会長に引き継がせていただきます。東本会長、よろしくお願いいたします。 わかりました。 それでは次第に沿って議事を進行いたします。皆様、議事の円滑な進行についてどうぞご協力をお願いいたします。 議事に先立ち、会議の公開及び傍聴について事務局からお願いいたします。
福祉政策課 課長補佐	はい。 会議の公開につきましてお伝えいたします。 本会議につきましては、船橋市情報公開条例第26条により公開となります。 また、会議後は、会議録を作成し、公開いたしますが、その際には、委員の皆様のお名前につきましても、公開となりますので、ご了承をお願いいたします。 なお、会議の開催につきまして、市のホームページにて、開催日程等を事前に周知しておりますことをご報告いたします。 続いて、傍聴についてです。 本日の会議を公開することとし、傍聴者の定数を3名として、市ホームページに掲載したことをご報告いたします。 なお、本日の傍聴者はございませんでした。 以上となります。
東本会長	ありがとうございます。 それでは議事に移らせていただきます。 議事1といたしまして船橋市犯罪被害者等支援事業についてで

市民安全推進課	す。 本日は、市民安全推進課からご説明いただけるということですので、よろしくお願いいたします。 本日業務の都合によりまして、市民安全推進課長に変わりましたので、ご説明をさせていただきます、担当の白戸と申します。よろしくお願いいたします。 本日は貴重なお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。 本日この会議では、現在本市で検討を進めてございます、犯罪被害者等支援事業について、ご紹介をさせていただきたいと思っております。 どうぞよろしくお願いいたします。 本市におきましては、犯罪被害者支援に係る業務を所管してございます、我々市民安全推進課におきまして、条例の整備や庁内体制の構築、庁外関係機関との協力体制の構築に向けて検討を進めてまいりました。 今後は、市議会に犯罪被害者等支援事業に関する条例案を提出いたしまして、本格的に犯罪被害者等支援事業に着手予定でございます。 本日は、まだ検討中の部分もございまして、具体的なお話ができない内容もございしますが、現時点におきまして市の取組についてご紹介をさせていただきたいと思っております。 それでは、お手元でございます資料1、船橋市犯罪被害者等支援事業についてをご覧ください。 資料の目次に沿って、ご説明をさせていただきます。 まずは1 犯罪被害者等支援に係る取組につきまして、1枚めくっていただきまして1ページをご覧ください。 国と千葉県の動向でございます。 犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的としまして、平成17年4月1日に犯罪被害者等基本法が施行され、その後、千葉県におきましても、令和3年4月1日に千葉県犯罪被害者等支援条例が施行されました。 また、令和5年6月6日には、国の犯罪被害者等政策推進会議におきまして、「犯罪被害者等施策の一層の推進について」というものが決定されました。
---------	--

	こちらを受けまして、全国的に犯罪被害者等支援に特化した条例の制定が加速してございます。 本日現在、千葉県内におきましては、16の市と町において、犯罪被害者等支援に特化した条例が制定されております。 本市におきましても本格的に被害者等支援に着手すべく、庁内体制、庁外関係機関との協力体制の構築のための調整を進めてまいりました。 そして昨年10月1日から31日までの1ヶ月間、仮称船橋市犯罪被害者等支援条例(案)の骨子に対する意見募集、いわゆるパブリック・コメントを実施いたしまして、11月19日には、いただいたご意見に対する市の考え方を、市のホームページに掲載してございます。 このパブリック・コメントにつきましては、後ほどご説明をさせていただきます。 今後の予定といたしましては、令和7年2月に開催される予定の第1回市議会定例会へ条例案を提出させていただきます、4月の条例施行とともに事業を開始したいと考えてございます。 続きまして2ページをご覧ください。 仮称船橋市犯罪被害者等支援条例(案)の骨子に対する意見募集、パブリック・コメントについてご説明をさせていただきます。 こちらはパブリック・コメントの実施概要でございます。 実施期間は、先ほどご説明の通り、10月1日から31日までの1ヶ月間で、意見募集の実施の周知につきましては、広報ふなばしや市のホームページ、さらには、XやFacebook、それから市の独自のツールでありますふなっぷ、ふなばし情報メールといった、各種SNSを通じまして、期間中に3回周知を実施いたしました。その結果、12名の方から43件のご意見をいただくことができました。 資料下段に市のホームページのURLと、二次元コードを記載してございますので、お時間のある時にご覧ください。 続きまして3ページをご覧ください。 パブリック・コメントを実施した条例案の骨子でございます。 前半部分では、条例制定の背景や条例の目的、用語の定義、基本理念などを記載してございます。 4ページをご覧ください。 5の責務及び体制では、市の責務のみならず、市民等や事業者の責務として犯罪被害者支援の必要性の理解を深めることや、二次的被害を生じさせないよう配慮することなどを努力義務として、記載してございます。
--	--

	また、5ページ及び6ページにわたります6の基本的な支援、こちらでは、市が実施する予定の各種支援の内容を記載してございますが、より具体的な支援の内容につきましては、今後制定する要綱において規定する予定でございます。 最後に8ページをご覧ください。 こちらはパブリック・コメントの結果についてでございます。 いただいた43のご意見と、それぞれに対する考え方をまとめてございます。 全体を通して、条例制定自体に反対のご意見は見当たらず、おおむね好意的なご意見をいただけたと考えております。 その他、条例案の骨子であるために、具体的な内容、支援の内容が見えにくいといったご意見や、二次的被害の防止の記載はあるものの、より具体的な対策を盛り込んでいただきたいといったご意見などをいただきました。 現在、いただきましたご意見等を参考により良い条例や支援内容となるように最終的な検討を庁内で進めているところでございます。 簡単ではございますが、船橋市犯罪被害者等支援事業についての説明は以上となります。
東本会長	ありがとうございました。 船橋市犯罪被害者等支援事業についてご説明いただきましたけれども、何かご質問等ございますでしょうか。
小出委員	はい。社会福祉協議会の小出と申します。ご説明ありがとうございました。 この条例が施行されることによって、この私どもが今加入しているネットワークとの関係性っていうのがどうなっていくのかなっていうのがちょっと気になります。 例えば前回のこの会議では、ガイドブックを作っていこうということで、皆さんの合意が図れたと思うんですけども、この条例の中にも、市の責務とか色々出てるんですけども、被害者支援で、ガイドブック的なものを作るのかとか、その辺の整合性がどうなっていくのか、ちょっとそこら辺のことをお伺いできますか。
市民安全推進課	今後作成する予定のものとしまして、市で実施する支援策をまとめたパンフレット、リーフレットをお作りして、各関係機関にお配りすることで市の政策を周知いただこうとは考えています。

小出委員	すいません、ネットワークの方ではガイドブックを作ろうということで、そこは何か整合性を図らせるとか、ネットワークの方はネットワークの方で動くということでもいいでしょうか。
市民安全推進課	こちらはあくまで犯罪被害者等の支援についての施策でございますが、今後何か再犯防止施策との関連で連携、記載の整合性を図る必要があるという場合には、必要に応じて対応してまいりたいと考えています。
小出委員	はい、わかりました。ありがとうございます。
東本会長	近年、再犯のことを検討、研究する際に必ず同時に被害者のことを考えていくというのがセオリーになっていて、同時に考えていかなければいけない課題というふうに思いますし、市民の方とすると、注目すべきものになっている。 関心の高さは、被害者の支援の方が受けられてるのかなというふうに思いますけれども、パブリック・コメントへの意見を見せいただくと、やはり被害者のことだけの問題でもないっていうことも感じますし、加害者のご家族に対しての支援というところのコメントも盛り込まれていたもので、もしかすると、被害者のケアに対して、加害者に対しても、生活の安定を図るということを市を挙げて両輪でやっているってことを互いに強調し合いながら、ガイドラインですとか冊子の方に盛り込んでいたり、啓発活動の中でどちらかだけをやっているのではないっていうところが、新しく広く市民の方々に広まっていくっていう必要は、改めてあるのかなと感じてますので、今の両方をしっかりと包括的にやっていますってところ話をお互いが会議の中でしていくってことが、船橋のいい取組かなと思います。 例えば再犯防止推進計画の中で、もし入れるとするならばその被害者のことについても市としてこういうふうに取り組んでいますっていうどういった乗せ方をするのか逆に被害者の方々にも届く形にするかというのはまた議論の必要あるかなというふうに思いますので、これで終わりではないっていうところと、あとはこういった政策を被害者に対しても知っているのか、もしくは被害者だった方が、もしかすると生活が不安定になって加害者になっていく可能性もあるっていうプロセスも考えると、あの切っても切り離せないところかなと思いますので継続的な課題として、市の皆さんと取り組んでいただければいいかなと思います。 他に何かございますでしょうか。

清水委員	はい。基幹相談支援センターですけれども、千葉県で半年間ぐらい被害者支援研修、いろんな活動に参加して被害者の方と直接、つていうことが私は多かったのですが、直接裁判とかのためのことを具体的にやるとか、そんなことが船橋で今後考えられるのでしょうか。 条例について、CVSを含めてのネットワークとかってというのは、何か具体的にちょっとあったのかなって伺えればと思います。
市民安全推進課	この条例を作成するにあたりまして、庁外の関係機関の1つとしてCVSの方々とも何度もやりとりをさせていただきまして、庁外の連絡体制、どういった体制で支援をしていくのか、庁内の体制も含めて、相談してまいりました。事業を始めて、今後についても、県警本部あるいは県庁、CVSや色々な関係機関と連携をしながら進めてまいりたいと思っております。
東本会長	ありがとうございます。 他に何か、また持ち帰っていただいて、こういったことが気になるのかっていうことがありましたらまた、いただいて、フィードバックいただければというふうに思います。 市民安全推進課はこちらで退席になりますので、また質問ございましたら、福祉政策課経由でもしていただければと思います。 それでは引き続きまして、議事2ですね、「非行少年・再犯防止支援ケース対応案について」事務局から説明をお願いします。
福祉政策課長	福祉政策課長斎藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 議事の2、非行少年・再犯防止支援ケース対応案についてご説明を申し上げます。 本日の会議の出欠確認と合わせて、本日の協議事項のご希望について、事前に皆様に伺わせていただきました。 そこで、社会福祉協議会の小出委員及び千葉県居住支援法人協議会の友野委員より協議事項を頂戴しておりますので、この場を借りてご報告いたします。 まず、小出委員より 「人をサポートするには色々な要因が出てくるので、自分の所属する団体のみでの対応が難しいときは、支援できるところが顔を合わせて具体的に協議できる場があると、有益なものになると思います。ケース会議的なものが構築できないか、ぜひ議題として取り上げていただきたいと思います。」

	続けて、友野委員より 「再犯防止に当たっては、検察、矯正、保護、保護司、弁護士、福祉事業者、病院、支援者、不動産事業者、居住支援法人、自治体、場合によっては警察などの連携が考えられます。 それらの連携を、どこが中心となり、どのような組織形態を構築していくのかを協議していただきたくお願いいたします。」 ということでそれぞれ意見をいただいております。 いただいた意見につきましては、関係者間での協議・連携ということで、1つにはいわゆる個別事案に対するケース対応を協議する場であったり、一方では個別事案ということではなく、広く関係者間の連携を円滑に進めるための体制的なところを協議する場というそれぞれの意味合いがあるのかな、と考えております。 体制的なところを協議する場という意味では、まさしくこのネットワーク会議がそういう機能を期待して設置させていただいたものでございますので、今後も市が中心となって運営させていただくものでございます。 もう一方で個別事案に対する協議の場に関して、本日事務局の提案として資料2「非行少年・再犯防止支援ケース対応案(イメージ)」を作成いたしましたので、こちらをご覧ください。 この資料は、実際の相談対応の流れをイメージして作成いたしました。 まず、資料の上の方、1・2のところですが、本人或いは家族等から団体に相談があり、それぞれ団体において必要な支援を提供し、また、2のところについて、必要な際は他の団体に支援を依頼するという流れを示しております。 こちらについては、現状においても皆様の間でも日々行われているものと承知しております。 また、2の部分に赤字で記載させていただきましたが、団体間で連携を取りたいが連絡先が分からない、どこに相談しようかなどございましたら、必要な際は福祉政策課にご連絡いただければと思います。 今回ご質問のあったケース会議に関してですが、3の部分をご覧くださいまして、今後非行少年・再犯防止支援に関して、複合化・複雑化した対応困難ケースや、いわゆる旗振り役が定まらず上手く支援が回らないようなケースに関して、ケース会議を希望する場合、重層的支援体制整備事業における多機関協働事業を活用させていただきたいということで記載させていただきました。 この重層的支援体制整備事業については、社会福祉法に基づく
--	--

	事業でございまして、当市においても令和5年度から開始し、対応困難ケースについて関係者が集い協議を行う多機関協働事業についても、令和5年度においては17回開催し、様々なケースについて必要な支援を検討してまいりました。 この多機関協働事業ですが、会議の種類としては資料に記載の通り「重層的支援会議」「支援会議」の2種類ございます。 いずれも関係者間で支援の方向性や役割分担などを協議する場でございますが、相談者の個人情報の共有についてご本人の同意がある場合は「重層的支援会議」、同意がない場合は「支援会議」となっており、支援会議においては罰則付きの守秘義務があり、関係者間でのみ情報の共有が可能となっております。 なお、会議の開催に当たっては、市及び保健と福祉の総合相談窓口さーくるで参加者を検討の上、市から会議への出席を依頼させていただきます。 この枠組みについては、非行少年や再犯防止支援ということに関しても、そのまま活用できるものとなっております。各団体において、複合化・複雑化した対応困難ケースについてケース会議が必要ということになれば、1度福祉政策課の方にご連絡を頂ければと考えております。 説明は以上です。
東本会長	ありがとうございます。 非行少年・再犯防止支援ケース対応案について説明いただきましたが、ここまでで何かご質問等はございますか。 窓口を市が引き受けてくれるっていうざっくりした理解でよろしいのでしょうか。
福祉政策課長	その通りです。
東本会長	おそらく、今お話があったように色々なところに支援を頼んじゃって結局何も進んでないまま様子伺いで日にちだけ経ってしまうとか、あとは結局誰が旗振りをして、集まっていいのかとか結構あると思います。場所を提供していただくというのも、誰が決めて誰が連絡して誰が対応してもらうかっていうところとかも曖昧だとなかなかうまくいかないとか、みんな集まったはいいものの、集まっただけで満足して進まないみたいなのところとか、手続きは誰がするのかみたいなこともあると思うので、ちょっと手間な部分を市が担ってくれるという理解でよいのでしょうか。

福祉政策課長	いわゆる犯罪をしてしまった者についても社会的、福祉的な支援が必要だという観点においては、普段生活困窮等で苦しんでいらっしゃる方も同じですので、そういった場合に重層的支援体制整備事業を用いまして、まず、市のどこかに連絡をいただいて、そこから福祉政策課なり、地域福祉課なりさーくるなりっていうところがあるということ、市役所中に知れておりますので、そこにご一報いただければ、この重層に着手できるという足がかりになります。 そういった困りことをご相談いただくことによって、地域福祉課及びさーくるでどの相談場所を選ぼうかとか、どの支援機関を呼ぼうかとか、あるいは民生委員さんに声かけようかとか、いろんな角度で検討して会議を開催しますので、必要な個別ケース会議が開催できるものと考えております。
東本会長	ありがとうございます。 窓口を担うという意味もそうですし、福祉が一見必要じゃないというような判断が難しい場合でも、出所した方にもこの仕組みを使ってネットワークを利用することができるっていう理解ですね。ということは、委員の皆様のご協力が必要かと思っておりますので、声かけられたら、皆さん無視しないで会議に参加していただくっていう心づもりでお願いします。 今お話があったように、きっと自然発生的にも必要があれば会議を開くってことはあったかもしれませんが、こういったガイドラインを通じて改めてこういった仕組みを活用できて、こういったことをできますっていうところを提示していただくっていうところは非常に重要なというふうに思っておりますので、皆さんの協力で運営していければというふうに思っております。 他に何かご質問等ございますでしょうか。 もしかすると思ってもいなかったところが、アドバイスしてくれるかもしれないっていうことにも繋がるかもしれませんが、何かあればと思いますけれども、例えばですね八街少年院が、地域に出向いて会議とか行っているかと思うんですけども、何かそういったご経験からこういった会議について、少し役に立つとか、こういったところがこうアピールされていると伝えやすいとかっていうもしご意見がありましたらお願いします。
橿原委員	八街少年院の橿原と申します。よろしく願いいたします。 在院中に、このような会議が行われていくと、本人も支援する側も顔が見えて安心して本人も出院ができると思うんですけども、こ

福祉政策課長	の場合は出院後に、このような支援会議を行っていくということになるのでしょうか。 現段階で、出院前か後かというところについては、こうだという決めはございませんので、どのようなやり方がその本人にとって家族にとっていいのかというところを考えながら進めていくとは思いますが。 現実の問題として出院等の前に、関係機関から要請があれば、それは出向くなどの対応も含めてやらなければいけないことはあるのかなと。 やはり出院した後ですと、なかなか難しい部分も出てくるような話も聞いておりますので、タイミングよくできればと思います。 ただ、市側の体制作りもですね、重要なところでございますので、そういったものも含めて考えていければなというふうには今は思っております。
東本会長	ありがとうございます。 他にいらっしゃいますでしょうか。 少し期待は持っていていいという理解でよいのでしょうか。 多分、出てきてからではちょっと遅いところもあって、どこに帰かっていうところとかも含めて議論いただくときに、施設の中や本人の知識とか情報だけでは難しいところがあるかと思うので、どういった形で集まれるかとか、本人がどういうふうな形で参加できるかっていうところはまた検討だと思いますけれども、出院前から、ネットワークを活用できるかもしれないというところはいいなというふうに思っております。
白田委員	今の話、私もすごく重要だと思っていて、例えば医療観察の場合だと、比較的その入院中から関係機関の役割を決めていくみたいなスキームがあると思うんですけど、なかなかそうでないケースにおいては在院中というんですかね、例えばビデオ通話、Zoom会議みたいな形での担当者会議っていうのか、可能なのかどうかみたいな、私の不勉強でわからなくて、それを今の刑務所だったりとか少年院とかの仕組みの中で可能なのかどうか教えていただきたいです。
橘原委員	在院中ですと、テレビ通信遠隔システムっていうのが法務省内にありまして、例えば千葉の保護観察所さんの方に支援者の方が集まっていたいて、少年院とか刑務所では、在院者・在所者がそこでテレビ遠隔通信システムを使ってテレビ会議を行うということは可能です。ただし、今年度中にテレビ通信遠隔システムを終了し、来年度以

	降は一般的な teams等でテレビ会議を実施する予定です。
白田委員	ありがとうございます。
東本会長	質問等ございましたらご確認いただければと思います。
友野委員	実際に窓口を担っていただいて、具体的に集まって話し合いましたという、仕組みだと思うんですけども、実際にこれまで関わってきたケースは大きく言って2通りありまして、保護観察所経由で、自立準備ホームとして受け入れてそこから生活を組み立てて、居住支援法人の方で住まいを見つけるというケース、これがここ数ヶ月ですと1ヶ月あたり3、4件ペースで来てる感じなんですけども、こういう流れが一方であって、で、もう一方では刑務所から直接というケースがやっぱり多いんですよね。 最近ですと、新潟、群馬とか、静岡刑務所とかでもギリギリまで刑務所が頑張って、なんとか住まいを見つけようと頑張って、もう無理となって、あと1、2週間のときに相談があるというケースがあって、ちょっとそこにどうやって組み込んでいくのか、もちろんいろんなパターンがあって、準備してたパターンがポシャっちゃったから急にこっちに来るっていうことはあって、それはしょうがないんですけど、でもそういう中で、まず一番大切なのか、昔東本先生と、5年ぐらい前からこんなのがあったらいいねって話してたのは、特に初犯の方っていうのは、1回刑事施設に入って出てきたときの生活のイメージがないんですよね、今までの人間関係は全然変わってくるし、仕事もなかなか見つからない、住まいも見つからないっていうところに叩き込まれるのだということがわからないので、何をどこに相談すればいいのかっていうことを動画とかでわかりやすく、中にいるときに、受刑者がこうなるんだなって理解して、出てきてからの相談だったとしても、どこに相談行けばいいのか、出た瞬間から刑務所とは関係が終わるので、もうその瞬間から。だからご自身で行ってやるしかないけど、どこに相談に行けばいいのか、自分が何に困るかもわからないんです。だから実際どういうことでもってどこに相談すればいいのかってことを中にいる間にどうわかっていただくかっていう、仕組みを作ることには必要なんじゃないかなと思いました。 ケース対応ということではないですけども、現実にはそうだとすることを意識して、枠組みを作っていくといいのかなと思います。 以上です。
東本会長	ありがとうございます。 多分、そういったことにも関わってくることが続くかと思っていますの

福祉政策課長	で、そのままの流れで、議事3に移ろうかと思っております。 各団体から提供のあった支援事例、再犯防止・非行少年支援に関するガイドブックについてですけれども、この資料にあります事例をお出しいただいた委員の皆様ありがとうございます。 また、資料をまとめていただくことに福祉政策課の皆さんに尽力いただいて感謝申し上げます。 では、まずは事務局からご説明いただければと思います。 事務局でございます。議題3について説明いたします。 前回の会議以降、委員の皆様には支援事例を調査させていただき、多くの事例を頂戴いたしました。皆様におかれましては、ご多用のところご協力を賜り、誠にありがとうございました。この場をお借りして改めてお礼申し上げます。 資料3につきましては、いただいた調査票を一部加工させていただき、会議資料として皆様への共有のため、配付させていただきました。時間の都合もございますので、本日1つ1つについて細かく改めてご紹介はいただけませんが、こうした事例を参考に、今後作成を予定しておりますガイドブックへの掲載事例についてご意見を頂ければと考えております。個別に質問などございましたら後ほどいただければと思います。 次に、資料4をご覧ください。 こちらは、資料3でいただいた事例をもとに、相談の入口やそこからのつなぎ先として考えられる制度や団体などを視覚的に整理したフローチャートのイメージとして参考に作成させていただきました。 例としては、属性を限らず様々な課題を抱えている事例、高齢者に関連する事例、障害のある方に関連する事例の3パターンを作成させていただきましたが、実際にガイドブックに掲載する事例や制度・団体などについては皆様のご意見をいただきながら、検討させていただきたいと考えております。 説明は以上です。
東本会長	ありがとうございました。 現時点で何かご確認いただきたいこととかご質問はございますでしょうか。 事務局からご説明いただきましたけれども、ここで事前にお知らせさせていただきましたガイドブックに掲載した方がいいというトピックスの事例をできれば順番に皆様のご意見を伺わせていただきたいと思います。 この流れとしましてはこの資料4であるような具体的な詳細な設

計の掲載ってということもあるかと思うんですけども、こういった具体的で細かく載っているというトピックスを載せていくのでこれについての細かいご意見をいただきたいというのがまず1つなんですけれども、こういった詳しい詳細の事例じゃなくても、もう少し簡単なトピックスでガイドブック、ハンドブックに関して、単純に何かわかりやすい例として、例えば家を借りたいけれど断られていてどこに相談すればいいとか、仕事に就いたけど給料日まで現金がなくて苦しいとか、住民票出したいけれども身近に代理人がいらない、どうすればいいとかっていうふうなトピックスをちょっと上げていきたいなというふうに思っております。例えば、掲載するにあたっては、覚醒剤取締法違反と窃盗による入所歴がある女性40歳とか、給料日まで現金が底をつきそうとかで、雇用主の賃金不払いや搾取をされているような気がするので相談したい、50歳とか23歳とかそういったふうななんとなくの簡単な仮の事例でちょっとお手元の横でちょっと私のイメージだけを記してきたんですけども、まずはどこの窓口に行く想定がされているのか、ここで確定ではないけれども、どういった繋がり先と繋がっていけるのか、さらにそこに利用できるもしくは提供してもらえるサービスっていうのはこういうことが考えられるのかってというようなものを、ざっくりとですね、掲載できたらなあというふうに思っていたりもしております。

特にですね、資料の3の、事例の5がわかりやすいかなと思います。が、経済的困窮があるっていうので、窃盗による逮捕・勾留がある。

相談当日に検察庁社会福祉アドバイザーっていう名前が出てきたりとか、生活保護の申請っていうのが出てきたりとか、無料低額宿泊施設に入居、市役所生活保護および同課担当者が出てくるとか、そこで夜勤のバイトを続けていくことができるといったようなこの可能性を、明確に示すのではなくて、可能性でもいいと思うんですけども、確定ではないけれどもこういったイメージで相談が可能なんだっていうところを掲載できれば、なんかこうより望ましいガイドブックになるかなというふうに考えていて、できれば皆様にご協力いただければいいなというふうに思っております。

先ほど友野委員からもご意見があったように、やっぱり自分が出所するにあたって、生活困窮の枠での相談が可能かどうかというようなところとかっていうイメージも湧いていないと、自分がどこの支援に繋がるかもしれない可能性があるとかっていうところも、イメージがわからないので、結構簡易的な、複雑な事例の提示ではなくて、ポンとわかるような形にしていくっていうことの、ちょっとブレンストーミング的なところで委員の皆様が関わられたトピックスでも構いませんし、こんなテーマで言ってもらえるとわかりやすいんじゃないかというのをいくつかお伺いできればなというふうに思っており

	ます。 ちょうど、昨年ですね、あんどさんがやっていただいた研修のときに、別の役所の方なんですけど来ていただいたときに、本当にこう申請をするにあたって、身分証がなくて困っているっていうことがあって、じゃあどうするのかってところは私達も説明はしますけれども、どこまでしてくれる可能性があって、どこまで自分では準備をしておく必要があるのかっていうことがわかるとですね、そもそも自分の住民票ってどこにあるのかっていうのを入所中に確認することぐらいはできるかもしれないとか、あとは最近ちょっと聞いた話では携帯の料金をずっと滞納していてそのままになっていて、本人じゃないと解約ができないっていうところを、最初は知ってたけどそのまま数年経っていてどうすればいいかっていったときに、法律相談に乗るのかどうかかっていうところも含めて多分施設の中で想像をするためにもそういった提案もそうですし想像したところで、まず何が自分でできて誰かに助けてもらえるところなのかっていうところのイメージをちょっと一緒に共有する。 できれば、その書いてあるハンドブックが船橋市に帰るかどうかわからないけれども、船橋のを見て、ちょっとイメージが湧きましたというようなものが作成できるっていうことは、1つの再犯防止推進計画を国を挙げてっていうところでは必要かなというふうに思いますので、皆様のこんな例があると良いんじゃないかっていうのを、簡単にいくつか挙げていただければというふうに思っております。 ぐるっと行きたいところなんです、まずは私が、というふうに言っていただけの委員の方がいらっしゃいましたらと思うのですが。
友野委員	ではすいません、もう一度。以前あった相談で、少年院なんですけども、もうじき出るってときに家に帰るのが怖い。で、その少年院もできれば帰したくない、みたいな相談だった。 やっぱり親の関わり方に問題があるよねっていうことは認識してるけれども、なかなか親はその自覚がない。しつけが悪くてこうなったんだから、もっとしつけることを言って、本人は怖がって出たくないというようなケースだったので、出先の相談先というのはやっぱり必要かなと思います。 以上です。
東本会長	ありがとうございます。 イメージは、ちょっと少年な感じがいいですかね。
友野委員	旦那さんからのDVのケースなども、同じですけどね。

東本会長	帰住先に対して受け入れはあるけど本人が帰りたくないって言っている、もしくは、帰る場所がないとかっていう、帰住先っていう枠で1つ作っていく。 ありがとうございます。今のようなご説明ぐらいで、はい。
高尾委員	保護観察所の高尾です。 支援事例の9、薬物依存の20代女性保護観察中とあります。 家のトラブルがあって、居場所がなくなったというところですけども、この人がもし稼働能力があるということであれば、就労という方向で居場所を見つけていくことは可能だろうと思います。 その場合だと、千葉県就労支援事業者機構っていうNPOがありまして、ここは私共のところで日常的に連携しているんですが、こちらの就労支援メニューを使わせていただいて、住込みが可能なところを検討してもらってというのは有り得ます。 先ほど友野さんがおっしゃった自立準備ホームというののもうちも使えますので、就職決まるまでの数日間なり例えば1ヶ月とか2ヶ月とかをそこで過ごしてもらって、住込み先が見つかったらそこに移っていくとかってというのは可能かなと思います。 これは在社会でトラブルが起きたときの流れですけど先ほどもあったように、矯正施設に在所している中でどうするかというところでも同じようなことが考えられます。 あの稼働能力がある、意欲があるということで、例えば元々考えていた帰住先、生活歴があったところにいろんな理由で帰るのが適当でないとか、本人が帰りたくないとか、不良交友から離れたいとかいろんなことがあると思うんですけど、そういうときにも今申し上げたようなやり方で住込み就職で帰る場所を見つけていくっていうのは、可能ですしそういう事例は実際増えてきています。刑事施設、少年院さんからそういうご相談を受けて対応することも出てきております。 一方で働く力がない、なかなか一般就職は難しいということになると、やはり福祉的な支援を受けられる方向での検討というところになってくるのかなと思います。例えば支援事例8の方、60代男性でアルコール依存を抱えているとなると、おそらく一般的な就労をして自力で生活することが難しいということになってくるので、この場合だと、やっぱりまず生活保護とかも含めて、居住場所を探すというところから入っていくんだろうなというふうに思います。
東本会長	ありがとうございます。 もしかすると、居場所の問題を抱える女性で働けるとか、居場所

	の問題を抱える男性で働くことが難しいみたいな、案を出していくってところもあるかと思うので、今お話いただいと男性・女性、家族の問題とか依存の問題とか医療の問題とか、そんなことがわかりやすいトピックスからいくといいのかなというふうには思いました。 あとは、外国の方も可能性はないとは言えないので、そういったところも網羅できるといいのかなと思いますし、生活のこと、住居のこと、就労のこと、住まいのトラブルのこととか、就労先のトラブルのこととかってというような、トラブルも例えば金銭的なトラブルとかってところのトピックスもあるかと思うので、ちょっと引かかるトピックスで構いませんので、上げていただければと思います。全部が採用されるかどうかわかりませんが、トピックスとして出されていて、私達は当たり前になっていて気づかないけれど、例えば実際、口座をどうやって作ったらいいかとかってところも、今、オンラインで口座を開設するのも多くなってきていて、これは1人ではできないということになってしまう。そうすると給与のため、携帯の契約のためとかっていったそういったことから、いろんなことに繋がっていくので、身近な生活のトピックスでも構いませんので、今思いつくことがあったら教えていただければと思います。
小出委員	はい。社会福祉協議会の小出です。多分ガイドブックができると、それを誰が見るかというところで、イメージ的な話になって申し訳ないんですけども、多分サポートする人と、あとは受刑者本人が見るっていう多分2つのパターンになるのかなというふうに思ってます。 サポートする方からすると、皆さんが書いていただいた支援事例っていうのが、こういうことがこうなってここに繋がってるんだなっていうことが、すごいイメージしやすいと思うんですけども、逆にこれ受刑者の方が見ると、もう全然これ何が何だかわかんないと思うんですね。 そうすれば受刑者の目線っていうところで、もっと簡単に例えば被疑者、被告に対する入口支援みたいな形で生活支援に関する支援、就労に関する支援、居住に関する支援とか、そういう簡単な項目がさらにあって、受刑者の方から見るとこういうところに行けばいいんだっていうような形で、わかるような形になると、より良いガイドブックなんじゃないかと思いました。
東本会長	ありがとうございます。 今お話があったように、詳細なこの資料の4のような事例ですと自分がどっかでも当てはまらないうと、なんとなくイメージがしづらいうと思うんですけども、何かトピックスのどこか1つでも自分でちょっと当てはめればこれとこれとこれが使えうかもっていうふうなことが届

土佐委員	くっていうことはしたいなというふうに思いますので、わかりやすいトピックスが入っている方がいいかなと。 すいません、個人的に聞きたいことなんですけど、土佐先生、何か弁護士会とかに繋がるようなイメージも含めてですね、何かこんなトピックスがあるといいんじゃないかみたいなご意見があれば。 京葉支部の弁護士の土佐です。 トピックスという話とは違うかもしれませんが、支援事例5を挙げていただいていて、起訴猶予になったような場合には、この事例だと、直接身柄解放してしまうというような話になっていますが、どちらかというと、更生緊急保護制度のあっせんとかを頼むのが一般的な対応なのかなという感じは思いました。 あと、若干引っかかっているところがあってですね、住居がない方を、生活保護の受付窓口につないだときに無料低額宿泊所の紹介をするのが大丈夫なのかというちょっと問題がありまして、生活保護では、アパート等の入居費用の支出が可能なためです。ご本人が希望されているのであれば、無料低額宿泊所ではなくアパート入居の方向で支援をする方が適切ではないかという気がします。具体的には個別ケースによるとは思いますし、ご本人希望もあると思いますので、そのケースで最適な対応をするということで差し支えないと思うのですが、モデルケースというか模範例として、無料低額宿泊所の紹介事例が挙げられていると、アパート入居等ではなく無料低額宿泊所の紹介が原則であるとか最も望ましい対応であるという印象を与える可能性があると感じました。 無料低額宿泊所の紹介が一律にダメと言っているわけではないです。実際には個別ケースによるとは思います。 それから、ご質問の、あった方が良くかなと思うトピックスとしてやっぱり、結局相談の入口としては生活保護の申請に行っている感じの入口が多分多いので、生活保護の支援の申請に来たところから、どこかを紹介してもらったり、何か生活保護を受けられない場合であっても、繋げてもらったりというふうな流れのケースの紹介があるとありがたいかなと。 結構私が個人的に経験しているのは大体生活保護の窓口に行って、生活保護を受けられませんか蹴られて、他の相談窓口をぐるぐる回っているという人が来て、みたいなパターンが多いので、そういうトピックスから入れるようなネタがあると嬉しいです。
東本会長	ありがとうございます。 生活保護を申請して断られた、みたいな感じのトピックスだと少し参考にもなりやすいって感じですかね。そこでもうまいかな

土佐委員	った場合っていうところ。 例えば借金の整理とか、そういったお話って何か出るってありますか。 それはもちろんあり得ると思うんですけど、例えば生活保護の場合だと、担当ケースワーカーの方が債務のある方については法テラスを案内するっていう流れが非常に多いと思いますし、それは普通に受けられます。 今現在でも生活保護受給中で、ケースワーカーから紹介された案件、破産の申立て中なんていう方も10数件いるので、それは普通に起こります。 もちろん最初から弁護士会とか法テラスを案内してもらっても構わないです。
東本会長	ありがとうございます。 前回もお話したかもしれませんが、誤った口コミが施設内で広がって、踏み倒した方がいいとか、何かそんな話になっちゃったりすると思うと、受給者の方に手元に届いたときに正しい情報と安全な情報が届くっていうことも、この役割になっていけばいいかなっていうふうに思います。ありがとうございます。
友野委員	今の件でいいですか。 生活支援課は窓口で断るっていう対応は昔からしていないんですが、まず無低を紹介している形なんです。船橋市以外の無低でもいいから、一番初めの相談が船橋であれば、船橋がお金出すから、他市はそれをしないから、他市の無低に1回行ってください。で、そこから船橋に帰ってくださっていう建付けで、これは良い面悪い面と言うと、1人で生活できるかどうかかわかんないままお金出せないよね、だからそこを無低がちゃんと見てくださいなっていう建付けではあったんですよ。 でもおっしゃる通り、とりわけ軽犯罪でうちに来る方々の一定数は、家がなく、無低に入って無低が嫌で飛び出してきて仕方なく物を取っちゃったっていう人が多いんですよ。この人たちに無低に戻れといっても無理なんですよ。 そこがどうしても嫌で出てきちゃうわけだから、これが再犯防止じゃなくてむしろ反対の結果、再犯を生むような結果になってしまっているんですよ。 ここ数年は無低でなくて、居住支援法人に連絡があって、この人頼めるみたいなことでくることによって、一応支援の目が入ってそこから、支援が必要だからグループホームなどを紹介するっていう場

土佐委員	合もあるし、こういう支援だったら暮らせるねっていう場合があるから、いきなり無低っていうのはなくなったんですよ。 なので、どこまで言うかはありますけど、まず最初に自分で生活する力を客観的に誰かが見る仕組みっていうのは必要、今までは無低しかなかったから無低に投げたってことで、すいません、横槍で。 市の担当者なんかと話していると、やっぱり最初からアパートが厳しいのはわかるんですよ。 過去の事例で、アパートの入居費用全部出して、家財道具も買ったら、3日でいなくなっちゃったみたいなの。で、全部片付いたところでもう1回来て、もう1回アパートの入居費用を出してくれっていう申請が来たみたいなのを嘆いていたこともあって、確かに最初からアパートしんどい場合がありますよねっていうのはわかります。 ちなみに、断っている事例は多くはないです。私、先々週なんかも、生活支援課で保護が難しいかもしれないと言われた案件で一緒に行ったとかっていうこともありましたので、そういった案件もあるとは思いますが。
東本会長	ありがとうございます。 具体的な事例じゃなくても、例えば食べるものに困ったみたいなのトピックスを入れてほしいとか、お金に困ったみたいなのトピックスを入れて欲しいとかっていう程度で構いませんので、ちょっとですね、お時間の許す限り、ぐるっと全員に発言いただければなというふうに思いますので、白田委員からよろしいでしょうか。
白田委員	はい。ありがとうございます。 更生緊急保護の事例が1つ入ってもいいかなって思いました。実際に支援者に配るのであれば、今日、出所して、駅前にいるんだけど、どこ行ったらいいかわからないっていうようなケース。何件か過去にやっぱりあって、そのときにこの更生緊急保護、時間は夕方みたいなことがあるんですよ。 その仕組みを支援者が知っているかどうか。出所者は知っている人と知らない人もいたりするように感じるので、一応説明して出所していると聞いてはいるんですけど。 ただ、そこら辺がただここに記載していいものなのかどうかっていうのは、民間の私にはわからないところですが。 もう1つ、先ほど、今日ちょうど動いて、検察庁の社会福祉アドバイザーさんが今日一緒に参加したケースがあるんですけど、携帯電話の復旧に向けて、今アドバイザーの方が本当に行ったり来たりすごく、社協さんにお金借りてまたそこもすごくよく動いてくださっている

東本会長	のは、こんなにきめ細かく動いてくださるんだなっていうことを感じたので。それも1つ、思いました。 以上です。 ありがとうございます。 更生緊急保護、言葉は知ってるけど、実際はみたいなのところと、何回も言いますけれど携帯電話とか何か復旧するみたいなのところっていうトピックスは、やはりいいかなと。 ありがとうございます。 では、清水委員いかがでしょうか。
清水委員	はい。ふらっと船橋、清水です。 まだ私の中で考えがまとまってないんですけど、これ、3パターンで構成されているのかなと。私の方では県のアドバイザー事業をやっていて、受付は県がやっています。 そこから、県が各市町に、っていう流れができています。 船橋は船橋が受け付けて、それぞれ流していくっていうやり方もありなのかなっていうのは思います。わかりやすいですね、それは相談者も、矯正施設の方も含めて、まず、市に連絡すれば、そこから支援がスタートするんだと。 本人も船橋に帰りたいっていう前提はあるんですけど、千葉県に帰りたいというその仕組みで、千葉県のどこにいらっしゃるか、例えば安房にいました、じゃあ安房のセンターが関わりますよっていうふうに明確です。 だけど、船橋にいたけど船橋じゃないところで帰りたいって言ったらじゃあ船橋以外のところっていうふうになるわけだから、そこはそこでまた県が入りますけど、何かもう、そこでまとまるんだったら、一番最初は船橋が窓口でいいのかなっていうのは、そっちばかり考えているので、ちょっとあのイメージの方は、まだ整理できていない部分があります。
東本会長	ありがとうございます。イメージのトピックスが思い浮かんだらいつでもご連絡いただければと思います。 小出委員、先ほどの追加がございましたらお願いします。
小出委員	はい。 社会福祉協議会ではボランティアセンターを運営させていただいておりまして、数年前だったんですけど、なかなか就職しても定着しないっていうことで、ボランティアを絡ませてみたらどうだっていうこ

	とで、ボランティアから入ったってということもありましたので、ボランティアセンターの紹介みたいなトピックスってということで載せてもいいのかなというふうに思いました。
東本会長	仕事をしてなくても何か活動したいとか、誰かと繋がりたいみたいなところの間としてボランティアは考えられるというところ。あとその、少ない知識なんですけど、緊急小口資金とか、そういった辺りっていうのは、いかがでしょうか。
小出委員	はい。第1回るときにちょっと紹介させていただいたんですけども、就職決まって、給料もらえるまでのお金の面のところで、たまたまその方がいらっやってお貸ししたという事例がありますので、そういうのはトピックスとして載せられると思います。
東本会長	ありがとうございます。 森岡委員お願いいたしますでしょうか。
森岡委員	質問があります。先ほど無料低額宿泊施設ですか、入れてもすぐ出ていっちゃうっていうので、それが原因がわからないんです。 昔、20年近く前に、私民生委員もしているんですが、行き場がなくてそれは犯罪に関係ないんですけども、1日駆けずり回って生活保護を受けさせるように市の方に相談に行って、そのときに女性センターってありましたよね、宮本に。ちょっとそちらの方に行って相談して、無料低額宿泊施設を紹介してもらって、市原なんですけど、そちらの方に送り出した経緯がありますけども、なぜそこは入れるとすぐ出ちゃうんでしょうか。どういう理由が多いのか、教えてください。
土佐委員	無低もその、先ほど個人的には、本人がよければとかいろいろあると思うので、個人としては悪くない場合もあると思っているというふうに申し上げたように、結構ちゃんと馴染んでうまくやってる方もいますし、無低の職員の方もいろいろ細かな支援をやってくださる方もいらっやるんで、実際うちも無低の職員の方からの相談で入っているケースも何百もあるので、うまくいってる場合ももちろんあると思います。 ただやっぱり、飲酒だとか、門限が守れないとか、どうしてもカッとして、同じ施設の方にちょっと喧嘩になって殴ってしまうとかそういうトラブルで出てしまう人っていうのがある程度の割合いらっやるだろうとは思いますが。 実際そういう例はよく耳にします。特にお酒と門限とか、その辺ですかね。

森岡委員	ありがとうございます。 それと、もう1つですね。 私民生委員の方から出てますけれども、保護司も20年携わっております、支援事例の8は私が出した事例なんです、これとは別に、万引きを3回、刑務所を出たり入ったりしている人を保護観察しておりますけども、出てきたときに自助グループがですね、前回の犯罪のときは東京の方の自助グループに通ってしまして、それが池袋の方なので、遠くて、今通えないってということで私今いろいろ調べて、自助グループ、千葉だと生涯学習センター、そちらの方でやりますし、あと柏でもやってるってことを調べまして、本人に伝えましたが、アルコールとかもそうですけれども、万引きの犯罪とか、そういう自助グループの紹介もぜひお願いしたいと思います。
東本会長	ありがとうございます。 では山崎委員、いかがでしょうか。
山崎委員	ハローワークにお仕事探しにいらっしゃるときに、出たばかりでもう既に手持ちのお金がないとか、そういった方が多くて、また、家族からは縁を切られて、自分から相談しにくいとか、そういったいろんなことを抱えている方がいらっしゃいます。 まずお仕事探しをするときに、空白期間があるので、それをどう伝えるかっていうところがまずあります。刑に服したことを伝えるかどうかとか、そういったものをお伝えするときに、仮に面接に繋がっても、その空白があるからどう伝えていくとか、ただ伝えれば、紹介できるところが少ないとか、そういったものを抱えておまして、ただそこで仮に紹介する先があっても、手持ちの資金がないとどうしてもその面接場所まで行くお金がない、交通費がないとか、相談できる家族もいないとか、携帯がないとか。本当に就職してお給料もらえるまでどうしたらいいかっていうのを、そこでいつも止まってしまってどうしようかというところになっています。今日お話を聞いて、そこまでいろいろ出していただけたところ、繋げるところがあるんだというところで、そうするとそこを案内しながら、そこを利用しながら探そうかって一言添えられるかなってちょっと思いました。
東本会長	ありがとうございます。 面接に行きたいけどお金がないとか連絡先を書くとか、そういうトピックスも載せるとよりわかりやすいかなという感じ。 友野委員、もし追加があればお願いいたします。

友野委員	先ほどの話で結構です。
東本会長	工藤委員、いかがでしょうか。
工藤委員	ソーシャルワーカー連絡協議会の工藤です。あの、元々私が病院に所属しているので、例えばお金が少ししかないけど保険証もなくて、どうしたらいいか、お腹が痛い、眠れないとか、そういったときにどうしたらいいかっていうトピックスがあればと思います。
東本会長	ありがとうございます。 飯ヶ谷委員、お願いします。
飯ヶ谷委員	はい。千葉県精神保健福祉士協会の飯ヶ谷です。トピックスとしてメンタルヘルスに課題を抱える方が1個あってもいいのかなと思っています。事例も依存症はたくさん出ているんですけども、依存症以外のメンタルヘルスについては何も出てないのかなと。 うつ病とか気分障害に関しては10人に1人、それ以外の精神疾患を含めると5人1人ぐらいの方が何らかのメンタルヘルスを抱えているような話もあります。特にですね、少年院だったり刑務所にいる間に、うつ病だったりとかになる方もいらっしゃるんで、きちんと出た後に、支援に繋がると再犯防止っていうところにつながると感じます。
東本会長	何かこう、特定しなくて、メンタルヘルスに課題があるとかみみたいな表現でもOKでしょうか。
飯ヶ谷委員	そうですね。特定すると本当に多岐に渡っちゃうので、しない方がいいと思います。
東本会長	ありがとうございます。 土佐委員、その他いかがでしょうか。
土佐委員	先ほどの話で結構です。
東本会長	では、関さんいかがでしょうか。
関理事	はい。千葉県作業療法士会に所属しております関です。 所属は就労移行支援事業所でやっているんですけども、福祉の立場からのお話というところではいきますと、就労事業所の場合も結構メンタル疾患を持っている方とか、知的障害とか高次脳機能障害とか、障害を持っていて犯罪歴がある方とかっていうのが、今まで

	5、6人ぐらい支援がありました。 福祉の立場からっていうふうなちょっとお話ですと、やっぱり福祉の事業所の人は司法のことってやっぱ知識が割とないっていうところもあって、我々もそういった利用者さんが来られるといろいろ調べて動くみたいなことをやっています。 その支援の中で、すごく大事なと思うのは、過去的生活歴であったりとか障害を持っている方なのでその方の医療的な情報であったりとか、私達も取っていくような形になっているんですけども、なかなかそういったどっかしらの地域の機関がうちに繋げてくるっていう状況ではあるんですけども、個人情報だっていうところで過去の情報を取れなかったりするっていうことが結構あったんですけど、そのときにまずは保護観察所とか、定着さんのところに行ってお話を聞いてきたりっていうことをしています。 そういったところに行ったときにそういった情報をもらえるかどうか分からないような感じで行ったりするんです。 なので、何かちょっとそういう、その方の背景とかをどういうところに行ったら知れるのかとか、そういうのがわかると支援する立場からするといい支援に繋がるかなと思います。
東本会長	なかなか個人情報の関係で結構連携していても、情報の共有っていうところは、多分今後この会議じゃなくても、もう大きな課題だと思うので例えば、我々として何かを載せられるとすると、自分で知っておいた方がいい情報とかっていうのを中にいる方たちと共有する、飲んだ薬ぐらいは自分でもわかって出ていきましょねみたいなこと。自分で伝えること、先ほど言った自分で持っていた方がいい情報と準備した方がいいことって何かっていうところに自分の情報みたいなことをまとめておくっていうことは可能かなと思いながらこう聞いておりました。
関理事	こういった支援を受けてきたとか、そういったところが分かるといかな、とも思いました。
東本会長	ありがとうございます。 では、村松委員いかがでしょうか。
村松委員	作業療法士会の村松です。 トピックスですが、就労に関して困っている方がどうすればいいのかというものが欲しいかなと思いました。 ただ、一概に就労と言っても障害者手帳が交付されているか交付されていないかとか、また高齢者などは年齢によってかなり使うサー

東本会長	ビスが変わってくるかと思いますので、年齢別でどうかとかあればいいなと思いました。 あとは、この会議自体、再犯防止を目的にあるんですが、1歩早く止められるように、これは保護者目線ではあるんですが、自分の子どもが悪い人と遊んでいるんだけどどうすればいいんだろうとか、自分の子を更生させたいとか。 また、中学校、高校とかを中退してしまったらどうすればいいのかっていうところの保護者目線で1歩手前で止められるようなそんな事例があればいいかなと思いました。 ありがとうございます。 村松委員が素晴らしい運びをしてくださったので、次は石川委員に行こうと思っていたので、学校とかが必要な情報とか、もしこういったものが手元に届いたときということも含めてですけれども、石川委員からぐるっと、どういったトピックスが手元にあれば少なくとも誰かが参考になるかなと思うことがあれば教えていただきたいんですけども。
石川委員	はい。中学校長会から参りました石川です。 支援事例を出してくれていうようなことで、結構ずっと悩んでたんですが、結局出せなかったんです。 何で出せないかという自分の教え子で、鑑別に入った子や少年院に入った子もいるんですけど、この子たちが出てきて、その子たちがちゃんと家に着地しているので。 さっきの話だと、家に帰りたくないっていう子もいるんだって聞いて、僕はそのケースがなかったので、もしそのケースだったらここに書けたのかなと思っているんですけど、親もすごく反省したり子どもも反省してくれてっていうようなことが多かったんで、ここには書けなくて、困ったなあってずっと思ってたんですけど、小出委員さんがさっき言われてたように、自分はやっぱり学校なんで、こういう問題傾向のある子どもたちって文章が苦手な子の方が多くて、こういう事例なんかでもいっぱい書いてあると多分読まないんですよ。 だから、住むところに困っているっていうボタンがあったり、生きるためにお金を稼げなくて困っているだったり。 前にも何かLINEを使って子供たちはそういうのが得意なので、このボタン押したら、困っているボタンを押して、そこに枝葉があって、こういうサービスがあるよなんていうような、その進め方ができると幅広くいろんな人を助けるかなっていうふうには思うんですけど、自分は去年からこの会議に参加させてもらっているんですけど、船橋は今、こういうふうなことやっているけど、他の市は進んでたり遅か

	ったりというところで、コマーシャルの仕方もすごく難しいんだろうなって思っていて、例えば、少年院から出る前に、もう帰ってくるんじゃないぞ、あなたは船橋だからこういう制度があるよみたいなパンフレットを渡すとか、でも習志野の君はないから、みたいなことだとなんかちょっと歩調が合わないというか、だから、困ったなあなんて思っているんですけど、何かこれが千葉県で一斉にやってくれたら、そういうところで、そういうパンフレットだったり、困ったときはこれを頼るんだよみたいな、だったりっていうことがあるといいなあなんていうふうに思ってるんですけど、すいませんちょっと僕は少年院に入った子はいんですけど、その後困っていない方だったので、ちょっとここにあまり書けませんでした。
東本会長	ありがとうございます。 載せるか載せないかは別として、2人の話を聞いて、例えば、ご家族がですね、ご自分のところに鑑別になったお子さんが帰ってくるとかっていうときに、例えば鑑別所がやっている相談地域援助に繋がるとかっていうようなところも、私も知っている必要があって、他にも知られていないところをしっかりと知っていくあの、何もないからこそ、知っておくっていうところはすごく重要なかなというふうに思っていておりました。 伊藤委員、いかがでしょうか。
伊藤委員	はい。小学校長会の伊藤です。支援事例についてトピックスということですが、あげられるものがありませんでした。 私たち学校職員からすると、目の前の子どもたちのことを考える職務です。 ただ、小学校となると、子どもの後ろの保護者について、やっぱりしっかり考えていかなきゃいけないと、小学校は特にそういうところがあります。 そうするとこの再犯防止云々っていうところ、例えば保護者がそういう人だったら、どう対応していくのかなっていうふうに思いながら、会議の話に参加させていただいていますけれども、今現在、再犯を防止しなきゃいけない保護者、今のところ私は巡り会ったことはありません。 ただ、この部分でですね、資料の4番にある、社会生活に不安を抱えている保護者、日常生活に不安を抱えている保護者というのは結構たくさんいるんですね。 その保護者たちに、今いろんな関係機関を通してですね、ちょうどここに載ってる地域包括支援センターっていうところにいろいろお願いして、その保護者に手を差し伸べているような、事案が現在ある

	んですけれども、それもそれを聞いて私も初めて知ったようなところがあります。 例えば、こういうような相談先の一覧みたいな形でね、この資料の4のフローチャート式ですが、これすごく見やすいなっていうふうに思っていました。ですので、例えばこれをここの青色の部分を入れて、配っていくのか、あるいはこの青色の部分があれば、本当に困っている市民の方々にも配布できるものになるのかなというふうに思いながら、見ているところがあります。ですので、私もいろんなパターンを委員の皆さんのお話を聞きながら勉強していきたいなというふうに思っています。ですので、ここで挙げられるトピックあげられないんですが、申し訳ありません。 以上です。
東本会長	ありがとうございます。 再犯防止というところだけでもなくて、例えば、いろんなNPO、フードバンクとか何か通常でも受けられるような支援みたいなところのイメージを、少しのこういったことをきっかけに共有できるといいかなというふうに思っていますので、あとNPOみたいなところに相談できるんだっていうところの、あの可能性っていうのも、必ずそこがということではないんですけれども、お金がなくて生活ができなくて困っているけどお金を借りれますとか、節約するとか、無料で生活を何とかしのぐみたいなことのアイディアを、ちょっと載せられるようなイメージも今お話を伺っていてちょっと感じました。 ありがとうございます。 平川委員、いかがでしょうか。
平川委員	雇用主会の平川です。 協力雇用主会もなかなか動きがなくて、会員を集めるのもなかなか難しい状況にありまして、先ほどハローワークの関係で、仕事がないとかお金がないっていうことで、訪れる方に私どもの雇用主会に入っているメンバーがわかれば、私どもに何か斡旋してもらおうっていう方向みたいなものが例えば、求人票に例えば雇用主会のことを載せるとか、情報があれば、そちらで例えば犯罪をした人が仕事をしたっていうのであれば雇用主会っていうのがあるのでその業者、何社かわかってれば、斡旋してもらおうとか、そういう方法ができるんじゃないかなと思いました。 出所してからすぐハローワークを訪ねる方は多いですか。
山崎委員	刑事施設を出られるときに、事前に主要の、刑務所とかがあるところのハローワークには専門の就職支援がありまして1回相談をしたり

	して、そこから、こちらに戻ってくるからって情報をくださるんですけども、実はその情報は来たけど実際にはその後こちらに来ないという方が多いんです。 逆に情報が来ていない人がくることが多くて、結局来る方が思ったより少ないのかなっていう印象を受けております。 あとは、生活保護は利用されている方が多くて、生活保護の自立支援の方で就労支援を希望するっていうところもあります。 あとは、傾向としては、引き受けてくださる事業者様が建設会社とかが9割、1割が運送という感じなんですけれども、ここで求職者の方のミスマッチがありまして、若い方だとその職種をやりたくないっていう方がほとんどなんです。 そうすると、行き場所がないというのがあって、ほとんど、良いと言ったってくださる事務所様が建設9割、運送1割でそれ以外の職種がなくて、面談で事業者のかたがいらっしゃってもその職種はちょっとってことが多くて、実は仕事探しの相談も、現状としては今こういう課題を抱えております。
平川委員	ありがとうございます。
高尾委員	すいません、保護観察所の高尾です。 協力雇用主会さんからの発言でしたが、協力雇用主、前歴を承知で雇ってくださる事業者さんは県内には950～960ございまして、今ご指摘があったように、やはり建設、運輸が圧倒的に多いというのがあります。 一方で、できるだけバラエティーというか多様な業種の方に入っていただくという努力をしておりますので、それなりに他の業種についても参入を得られていたりとか、あとはメインで公共事業やってみるような感じでも、グループの中にいろんな業種があったりとかっていうこともあったりするので、そういうところできるだけ多くの事業者さんに仲間になっていただくことで、いろんなニーズに対応できるようにはしているというようなところです。 船橋市は協力雇用主会さんがあるんですけども、特に各地域で協力雇用主会の組織を何か公的に組織するということが決まっているわけではなくて、それぞれ自発的にとか、保護司会の助言を得てとか、というところで、あるところにはあるという、市原にもありますし、柏にもありますし、でもその活動はそれぞれ様々です。 ただ、保護観察を受けている人を具体的に就労に繋げていく段取りとしては、その会を通じてということではなくて、先ほど申し上げたNPOに依頼する形で、そこが具体的にどの協力雇用主に依頼するかっていうところのマッチングを行うので、その辺りではちょっと協力

	雇用主会さんのお世話にはなってないというか、そういうことがありますが、実際ニーズにマッチするところであれば、そこに船橋なら船橋の個別の協力雇用主の方にお問い合わせする流れにはなるという、そんな感じです。 そのNPOの方は、刑余者だけではなくて、自治体からのお願いとかでも対応しているっていう話で、私のところに来た依頼でも、万引きで困っている方で、ただ保護観察は受けてない、そういうような方で、一般就職何とかならないでしようかっていうことがありました。これは社協さんからの相談だったんですけど、機構に相談したら社協からの依頼であれば、自治体の依頼に準じて対応できるっていうことだったので、その人は機構の就労支援が受けられたっていうようなこともありましたので、お互いそれぞれが何ができて何ができないのかっていうのを承知してるだけでも、何かヒントが見つかるかもしれないなと思います。以上です。
東本会長	ありがとうございます。 就労支援の本人の希望の就職って何か結構、多くは前やってたからっていうので選んでしまうんですよ。前やってそこで事件が起きているのかなとか思ったりすると、刑事施設の中でプログラムとかいろいろ関わっていると、前やったことの中でのご自分の仕事が向いていたのか生活スタイルが向いていたのか距離が向いていたのか何が自分に合っていたのかっていうことを改めて考えながら、彼らと話をしなきゃいけないなっていうふうに思ってちょっと聞いておりました。 続けて磯部委員、お願いいたします。
磯部委員	船橋市更生保護女性会の磯部です。よろしくお願いします。 更生保護女性会は、保護司の女性が半分ぐらい入っております。 私も保護司として入っております、やっぱり思っているのが、ハローワークに行かないで携帯で探して、簡単な仕事ですね、そういうのに行きたがるんですね。 刑務所から出て就職が決まって、イオンの夜中に荷物を出し入れする仕事、重労働を交代でやってた子も、夏で暑くてとても大変だったんで、自分で探して、金融機関のお金貸したりするところ、そういうところへ勤めたんですけども、それが自分に合ったらしくて、ずっと働いております。 今はもう保護観察終わりましたので、兄弟で見ていたんですが、就労支援の方なんです、やっぱり、重労働はきついと思っている子は、体力的に楽な仕事にすぐ行っちゃうんですよ。 たまたま、その子にはその仕事が合ってたんですけども、探す

東本会長	のも大変みたいです。 まとまりませんけれども、就労支援の話題を入れていったらいいなと思います。 ありがとうございます。 やっぱり、他の就労支援もそうですけど、仕事を探すっていうコンテンツと、続けるっていうところと、辞めてどうするのかみたいなのところとか、それでも働き続けた方が、短い時間でもとりあえずいいとかっていうところも、何かその共有できるようなものが必要かなと思いますし、何でもやります、体力には自信がありますって言っても、結構みんな頑張れないときもあったりとかするので、そういったときに慣れていくっていう時間をどういうふうにこの就労支援っていう中の枠の期間の中で過ごしていくのかみたいなのところも、何かこう意識しながら作れるといいかなと思いました。 続けて、渡邊さんいかがでしょうか。
渡邊統括捜査官	検察庁の渡邊と申します。 検察庁からですけども、まず検察庁というところはですね、福祉機関ということでもございまして、我々は自前の福祉施設も持っているわけでもございまして、国が再犯防止推進計画を作ってから10年弱たつところですけども、検察庁の職員としましては福祉的知識がまだまだ未熟なのかなというふうに思っております。 そういうこともありまして、社会福祉アドバイザーを検察庁では雇用しておりまして、そのアドバイザーが支援の内容は何かが一番最適なのかということを検討・判断いたしまして、それを実行し、皆様のような支援先にお繋ぎするというような取り組みを行っているということです。 検察庁が上げさせていただきました事例というのは今申しましたように、社会福祉アドバイザーが支援を行ったという事例でございしますが、その中で今回トピックスということで、事例7なんですけども、例えばこの事例は身内と言いますか、家庭内の話なんですけども、実のお父さんと弟と住んでいたという一家なんですけども、兄がですね、弟を傷害、刺してしまったというような事件でした。 本人が21歳ということで、成人なんですけども仕事もせずにずっと家の中に閉じこもっていたということで、何かしらの支援が必要だろうという判断もあったという中で、本人はどちらかという、支援を受けることによって監視を受けるというような感覚もあるので、もう福祉なんかいないということをおっしゃった。 ただ、どちらかといえば本人よりは、お父様ですね、親がですね、これはいかんと、何とかしたいんだということで、お父様の方から、

	支援を受けることについていろいろご相談があったというように聞いております。 今回トピックスということであれば、本人ということも大事ですけども、その身内の方が、これをどうしたらいいのかというお困りになってる方も結構いらっしゃると思いますので、そのような方に対する支援はこういうところがあるというような連絡をしてあげるってことは非常に大事なのかなというふうに思います。以上です。
東本会長	ありがとうございます。 松本さん、よろしいでしょうか。
松本室長	検察庁の松本です。よろしくお願いいたします。 中に入っている間に参考となるガイドブックっていうことを考えましたところ、先ほど来、皆さんからいろいろな提案があったんですけども、その中で、ボランティアセンターの紹介という話をされていたかと思います。私も同じように、住まいがとかお金が、とかいう悩みが何かあれば、そこから繋がるっていうところはあると思いますが、どんなことから話をしたいのかわからないという人もいるのではないかなということを考えましたので、相談先といいますか、カウンセラーみたいなものがあるのか、どういう形があるのかかわからないんですけども、まずは本人の話をとにかく聞いてもらえる相手、またはどこか生活保護でも、ハローワークでもそうなんですけれども、そういうところに一緒に行ってくれる、サポートしてくれる、そういうトピックスがあってもいいのかなというふうに思います。
東本会長	ありがとうございます。 多分事例にもあるんですけど、治療に重きを置くのではない、治療ではないカウンセリングとか、治療が明確ではないけれどどこかというところっていうのは、多分本当にどこに掲載すべきかというところも含めてですけども、また委員の皆様とか、参加いただいた方々にアイデアを出していただきながら、わかりやすい相談までこうなっていないようなときに、どこが可能性があるのかっていうのは何か検討できるというふうないうふうに思っております。 佐々木委員、いかがでしょうか。
佐々木委員	はい。千葉少年鑑別所の佐々木です。よろしくお願いいたします。 トピックスということで、今までお話が出たように、仕事とか住まいとか、お金とか、そういった具体的な生活を立て直すためのものが重要なのは言うまでもないところであるのは重々承知の上です。 それ以外のところではということで、非行・犯罪に及ぶことになっ

	てしまうという話がありましたけども、心理的な問題というか、そういったところに関するアプローチというか、カウンセリングというか支援というか、そういうことができるところがあるってことを知ってもらえるといいのではないかなというふうに考えました。 例えば他の県でやっていたこととして、刑務所の中で犯罪しないための教育を受けたとしてもその受けた指導を実際の社会生活の中でどんなふうに生かしていくかとか、施設在在時と出てからの生活でガラッと変わった中で、全然思ってもみなかったような生活になってしまってどういうふうに気をつけていこうかみたいなことを一緒に考えると、そういったカウンセリングみたいなことを継続的にやって、生活が落ち着くように支援していったみたいな地域援助の枠組でやっていたみたいなことがありますので、そういったところからも本人もその保護者も生活の立て直しのところ以外のところでも相談できる窓口があるっていうところを載せたらどうかなというふうに思いました。 以上です。
東本会長	ありがとうございます。 少年鑑別所がそういうことをやっていますという理解で良いんでしょうか。
佐々木委員	はい。
東本会長	もしかすると、知っている人は知っているけど、少年鑑別所という枠組上の少年のことしか相談できないっていうふうに思っちゃる方もいらっしゃるかもしれないので、そういったところも広くアピール共有できるといいかなというふうに思います。ありがとうございます。 武田委員いかがでしょうか。
武田委員	市原青年矯正センターの武田と申します。よろしくお願いします。 当センターは、特性のある若年の受刑者を収容している少年刑務所です。引き受け意思を示す家族が多く、面会も比較的多くあることから、面会や家族会などで来庁された際に、支援者や御家族の方に対する閲覧用として、ガイドブックを待合室に掲示し、活用することができると考えます。また、受刑者には、共同で使用する集会室において、ガイドブックを閲覧させる機会を設けることも可能です。そのため、ガイドブックの構成として、支援者向けと受刑者向けの2つに分けると、非常に理解しやすいものになると考えます。 また、当センターは、知的障害や発達障害を有し、又はそれらに準

	ずる者を収容していますが、受刑者の中には、障害への理解に乏しく、必要な支援につなげるための働き掛けに時間を要することがあります。そういった者が出所後に支援につながりやすいよう、説明するための資料になることが期待されます。 加えて、テレビ会議システムを使用した支援についても話がありましたが、今回当センターからの支援事例でも、在所している受刑者全員に対し、受刑者の支援者とテレビ会議システムのほか、参集形式で、受刑者本人含めたケース会議を実施していますので、そうした機会にも活用することが可能です。 支援者とのケース会議においては、支援者から、支援を面ではなく、点でつなげていく必要があるとの話がありました。具体的には、受刑者が多くの支援者とつながることが重要であり、出所してからいずれかの支援者と関係が上手くいかなかった場合でも、別の支援者と一つでもつながっていれば、そこからまた次の支援へとつなげていくことができるというものです。 今回、お伝えした支援事例では、保護観察所をはじめ、自治体や障害者就業・生活支援センターなど、より連携を強化するために支援チームが立ち上がっていますので、保護観察が終了後も、継続した支援が期待できます。今後もこのような取組を続けていく必要があると考えています。 今回の事例の者については、これまで仕事が継続できなかった者が、支援者からの働き掛けを受けて安定した生活を送り、就労も継続しているとの報告を受けており、支援者の手厚いサポートに感謝しているところです。ただ、出所してからそれほど期間が経っておらず、職場定着や本当の意味での社会復帰はこれからではあります。今回、ご提案いただいたガイドブックについても、支援者が困ったとき、手厚いサポートが受けられること、様々な支援があることを理解させることができるものとなれば、非常に良いと感じています。 以上です。
東本会長	ありがとうございます。 ちょっと分けていくっていう考え方と支援者の姿がなんとなく見えるというところ。 あとは、間が空いても、もしかすると支援を受けられるようなイメージ。すぐに繋がらないと駄目だみたいになってしまうと、本当に困ったときにはむしろ相談しないってなってしまうんで、ちょっとイメージしなきゃいけないなと思いました。 橿原委員、いかがでしょうか。
橿原委員	八街少年院の橿原委員です。

	非常に貴重なご意見を聞かせていただいて参考にしたいと思いました。 少年院の出院者は、99%が仮退院ということになります。 保護者とか雇用主さんとか施設の方とか、そういう方が引受人として引き受けるということになっています。少年院在院中に少年院でも観察所でも保護者会というのを行って、保護者に対して出院後のフォローとかについてもお話を差し上げたりとか、保護者のお困りごととかも相談を受けて、こちらの方からいろいろ支援をしたりということをやっているんですけども、どうしても少年の場合は出院後に困ったことがあったら、出院後の生徒に対しても保護者に対しても相談する制度があるということも伝えてあるんですけども、どうしても交友関係の方に走ってしまうということがあります。 ですので、いろんな支援のこういう支援があるよということを彼らに指導していても、もう何か困ったらすぐに友達の方に行って、もう就労先もすぐに出向して保護観察も受けずにということで結局のところ時間が経過して保護観察が終了したりとか保護観察が終了する前にまた再び非行を犯してしまうというケースが多々あります。 我々も社会復帰支援も矯正教育も十分に行っているとは思っているんですけども、今後はより彼らにもそれから保護者にもしっかりと制度を伝えていくってということが必要です。 あと、保護者会に来る方々っていうのは、引き受ける意思のある熱心な方々で、保護者会に来られない方の方が圧倒的に多いです。そういう方に対してどのように支援があるかっていうことを説明したり伝えたりということも必要と感じています。 そしておそらくというか、一番困ってる方は出院後に引き受けた保護者であり、雇用主であり施設の方であり、そういう方が本人の問題行動について非常に困っていると思われまますので、その方々に対する支援というのをしっかりと構築して、それを指し示すということが必要ではないかというふうにお話を聞いて思いました。 以上です。
東本会長	ありがとうございます。 支援者側とご本人とそれを取り巻く環境側みたいなのところの点でも作成しなきゃいけないなっていうふうに考えております。 小笠原委員いかがでしょうか。
小笠原委員	はい。千葉刑務所審査・保護担当の小笠原と申します。 ガイドブック作成に当たって、3点ほどちょっとこうした方がいいかなというのが思い浮かんだところです。

海野福祉専門官	まず1点目は小出委員がおっしゃったように、あと武田委員もおっしゃってますように、わかりやすくという点です。 様々な社会資源の情報を求めている人が接するという面では、やっぱりそういう情報が少ない方でも、自分がどうしたら支援を受けられるかっていうことを、簡単に事例が含まないような形でフローチャートとかあると、例えば家がないとかっていう、そういう簡単な見出しが最初にあると、非常にわかりやすいかなというのがまず1点目です。 2点目としましては、白田委員がおっしゃった更生緊急保護に関しまして、直接更生緊急保護とは関係ないのですが、私は実際困った案件としましては、いろんな支援を受けられずに出所を迎えるにあたって、土日に出所する人の支援っていうのは非常に困ったなっていうのが経験としてありました。 官公庁が閉まっておりますので、保護観察所の方にもすぐには行けないということで、その日の生活費とかも困っているっていうところで、矯正の方でもそういう方に対しての支援ってところの法的根拠というのは、かろうじてあるにはあるようなんですが、なかなか周知はしていないっていうのと、それを使うっていうのもなかなかハードルが高いようで、出所まで期間が少ないとなるとそのことも矯正として使える可能性、叶わないっていう場合もあるので、もし土日に出所するときに、緊急的にここ行けばいいよとかっていうものがもし盛り込まれていると矯正側としては非常に助かると思いました。 3点目ですが、武田委員もおっしゃってたりするように、やはり支援を断る人っていうのはどうしても一定数いるなというふうに受けております。 千葉刑務所は、結構高齢の方がいまして、ここまで何回も福祉的支援、資源を活用して、でもそういう関わりの中でもうあの人は嫌だなとかっていうふうに感じて、もう福祉的支援を受けたくないんだよっていう方が、私はそんなに面接とかに入らないのですが、少ない面接に入った中でもやっぱり一定数いたので、そういう方に対しての働きかけというか、書面で何か見て、その人がその心変わりをするかっていうとそれはまだいろいろ疑問あると思うのですが、福祉的支援に関してはこういうメリットがあるんだよっていうのを、とにかくわかりやすい形でここにメリットというか、地域性を明記していただけると矯正側としては非常に助かるかなと思います。 千葉刑務所のソーシャルワーカーをしております、海野と申します。 支援事例に関しましては2、3、4を出させていただきました。 本当に多くいろんなケースがあって、どういった事例を出させてい
----------------	--

東本会長	ただこうかなと悩みました。 トピックスっていうところはかなり出尽くしていて、私の中で新たには、今ぱっと思いつくのはないんですが、ただ、やっぱりこのガイドブックを誰が見るかというところで、実際私は都のガイドブックを利用しながら面接をしてっていうことも多々あるんですけど、私が見る、それを受刑者に見せて説明する。やっぱりぱっと見て理解できるっていうところは、かなり大きいのと、本当に困っていることは多くあり過ぎて、もう、何に困っているかもわからないというところで考えることを放棄してしまい、投げやりになってしまう人も本当に多くいるので、ガイドブックの細かな内容に関しましては今まで委員さん方がおっしゃっていただいた通りだと思いますが、加えて漠然としたところではありますが、見る人が誰かっていうのと、見る人は、支援者であれ当事者であれ、おそらく困っている。なので、どこかしらで大丈夫だよっていう、まずは受け止めるからってというようなメッセージ性のある、例えば、検察庁の松本さんがおっしゃったように、とにかく一旦話を聞いてくれるところ。いろんなページがあったとして、どこかでもうとにかく何でもいいからよくわからない人、どこに何を聞いたらいいかもわからないし、自分が何に困っているかわからないし、もうとにかく何かただ聞いて欲しいっていう人。一旦何でもいいから聞くよってというようなメッセージ性のあるもの、本当に心が弱っている人は多いので、そこで実際電話かけましたってなって、これはここじゃないですその問題でしたらこちらの方がですね、ってことになってしまうと、次に進む前に心を傷つけてしまうケースもあるのかなと思います。 一旦とにかくここに、っていう大々的に、県だとか、さーくるさんだとかということが書いてあると、ユーザーとしてはすごく助かります。 以上です。 ありがとうございます。 2人の話を聞いていて、地味にびっくりしてほしいところは土日に出所するのか、みたいなところ、皆さんもう1回考えていただくと、私達がネットワークがそういうことを考えていくこと、こういった声がちゃんと届いていくことで、土日とか年末年始とかに出されて本当にもう困るところもあると。 それは私の中では、ガイドブックだけ作れるのかっていうと、そうでもないような気もしますが、中での本人たちの心構えとかも含めてもしくはですね、心が弱りまくるまで耐えないようにするってというようなプログラムを含めて改めて考えていって、この手に取るものが意味あるようにするようになんか考えていかなきゃいけないなというふうに思っております。
------	--

金子委員	金子委員、いかがでしょうか。 我々警察の方は捕まえる側の人間なので、敢えて支援っていうところは、明確な規定ありませんし、そういった担当の警察官というのなかなかいないところではあります。 ただ、鑑別所だとか、少年院だとか、成人であれば刑務所まで行けばおそらくそういった支援とか、知識とかっていうのは入れてもらえると思うんですけども、それこそ起訴猶予で出た人とか、少年であれば審判だけ開いて終わりっていう事例が多々あります。それで非行を繰り返すっていうパターンも多い状況ではあるので、そういったガイドブックを警察署に置かせてもらえれば、その段階で警察からアプローチもできるのかなと、こういう窓口があるんだよっていうことができるのかなと思います。 トピックスとしては、やはり成人の犯罪に関してはやっぱり生活困窮が原因が主なものであったりとか、あと精神的な部分ですね、知的障害、発達障害を持っている成人が病的に犯罪を繰り返してしまうっていうのがあるので、生活の基盤に関して相談ができる部分とそのカウンセリングの部分で相談ができる窓口ですね、そういったものがあれば、教示できるのかなと考えられるところです。 少年に関してはですね、やはり犯罪を犯す、繰り返すっていう子は親が大体放任状態であるというところで、さらに少年院、鑑別所に入れば、そこでいろんなこういった制度があるんだよっていうのは教示できると思うんですけども、それがないと現状なかなかないところでもあります。やはり元の悪い仲間に戻ってしまうというのが大半で、やっぱそこを断ち切らないといけないのかなというふうには常々考えているところでもあります。 その中で無職少年とかであれば、やはりその就労支援の窓口っていうところ、相談できる場所を少年の方に提供できれば、1人でも良い方向に転がってくればいいのかなどは考えられるところではあります。 やはり見ていると犯行を繰り返して悪い友達に使われて、建設業とか肉体労働に使われて安い賃金で働いてる子たちもいっぱいいますし、一歩間違えれば闇バイトに加担させられている子もいますし、上手いように使われてしまうというのが非行少年の現状ではあるので、正規の窓口じゃないですけど、支援を受けられる窓口の教示ができればというところでそこら辺の窓口の紹介ができるというような書き方をしてもらえると警察署としてもいいのかなと考えているところです。 以上です。
------	--

東本会長	ありがとうございます。 小山委員、いかがでしょうか。
小山委員	今金子委員が言った通り、ガイドブックができたらぜひ、警察署に備えつけさせていただきたいと思ってるんですけども、可能かどうかは別として、再犯防止っていう観点で見ると、現状ですね、外国人向けの案内みたいなものを入れられないかなってちょっと思っています。 今ですね、船橋市で外国の方が2万3000人ぐらい住まれている、千葉市が3万6000人ぐらいだったと思うので、2番目なんですね、県内で。 その多い順としては中国、ベトナム、ネパールっていうことで、そういう人口の絡みもあって、犯罪者と結びつけるわけじゃないんですけども、ただこの間ベトナムの被疑者の人とちょっと話していたときに、日本人学校に入って、学費が払えなくなっちゃって万引きしたみたいななんかそんな流れで、どうしていいかわからないみたいな感じで、日本で家を借りるにしても、ベトナムの場合は不動産会社に言えば不動産会社がライフラインを全部勝手に契約してくれると。ただ、日本はガスも水道も電気も全部個別に自分で契約しなきゃいけないと。それはとても自分ではできないから、住むことはできない。そういう話をしていたので、ガイドブックのイメージなんですけれども、外国人、中国人向け、ベトナム人向けとかそこまでの作り込みじゃなくてもちっと翻訳入れてわかりやすいようにするですとか、ただ外国の方、私も調べてわかったんですけども、直で各関係機関に繋がられても言葉が通じないみたいなのところもあるのでちょっと正式名称忘れちゃったんですけど、外国人の支援機構の窓口があるんですね。 そこに相談してそこから繋いでもらうっていう形になるんですけども。 ちょっとそういうのがあれば再犯防止っていうことを考える以上、ぜひ可能であれば、そういう考えも必要かなと思いました。 以上です。
東本会長	ありがとうございます。 出所という意味でも外国籍の方はどうするとかっていうイメージがあったので、何か工夫とかとかそういった通訳ボランティアみたいなところに繋がるみたいなのところも含めてのイメージもしなければいけないのかなというふうに人口の数を伺ってちょっと思ったところです。 高尾委員、何か追加などありますか。

高尾委員	いくつか補足をさせていただければと思います。 これまでのご発言の中でいうと、個人情報の取扱いに非常に苦慮されているっていうところがあったかと思います。 これは多分いろんなところである話だと思うんですけど、どうしても我々の個人情報を扱うという中で、これをどうしたらいいのか、特に他機関とどうしたらいいのかっていうのは非常に萎縮してしまうところがあるんですけど、法令に基づいて行う事務であってその事務を遂行する上で必要がある相当の限度というところであれば共有ができるはずなので、それは個人情報保護法の趣旨に合致する話だとは思いますが、その法令の解釈だけじゃなくてプラスして今回、ケース対応案イメージということで、連携の枠組みを示していただきましたけれども、ここで個別の事案を扱う多機関協働事業というこのネットワークを作るときに個人情報の取扱いについて申し合わせとか、そこで具体的にどういうふうに取り扱うとか、ペーパーで示したものについてはその場で回収するとかというような形で、そういう取り決めをしておく、いざ個人情報のやりとりするときに、萎縮しないで済むのかなと思いますので、今後このネットワークの形を詰めていくときに、検討できたらいいんじゃないかなと思ってます。 あと、個別のことで更生緊急保護のことをご提案いただきました。 確かにそうですね。刑事施設さんの方でしっかり釈放に当たって教示はしていただいているんですけども、ピンときてない人も中にはいたりしますし、あと、保護観察所が行うこととして保護観察を終了した人、更生緊急保護の期間を経過したような人についてもですね。昨年12月の法改正で、相談支援対応できるようになったので、そういうことも併せて、できることできないことあるんですけど、そういうイメージも含めて載せられたらいいのかなと思います。 以上です。
東本会長	では、最後に戸松副会長から。
戸松副会長	はい。船橋地区保護司会の戸松でございます。 保護観察所の高尾さんから今締めのようなお話がありましたので、一応現場として、保護司の立場で、活動事例を、1つ2つ、お話しさせていただきます。 我々保護司会に関しましては、まだ施設に入所している方たちを生活環境調整ということで、仮退所・仮退院の前にそういう調整を行います。 これに関しましては、仕事、それから帰住先ですね、まず先に帰住先、住居の方の関係をはっきりさせるということをやっております。

その次に仕事もしくは少年等につきましては、就学ですね、勉強の方どうするのかと。しないのであれば、仕事を探そうとか、アルバイトを探そうというようなお話をさせていただきながら調整をさせていただいております。

その中では、刑事施設、もしくは少年院等、それから保護観察所、そして支援していただくさーくるさん、ふらっとさんとかいらっしゃいます、私どもも含めてリモート会議ということで、仮出所に向けた調整をするという形は取らせていただいています。

ただ、期間が非常に短い、出てくるまでの間の、1週間もしくは1ヶ月ぐらいの段階でそういう情報を得て、リモート会議に参加させていただいて、カバーするような形が現状です。

あと、保護観察処分につきましては、出所若しくは仮退院してきた対象者に関しまして、我々が月2回もしくは3回の生活状況を確認する上での面接を更生保護サポートセンターでさせていただいています。

先般、滋賀県におきまして、事件もありました関係で、なるべく自宅での面接もしくは仕事場での面接等を避けるような形で、各都道府県もしくは各保護区におきましても、更生保護サポートセンターを設置しております。ここで困ったのが、土日や夜間に使用できないというのが現状であります。

船橋市に関しましては、時間外の利用も可能ですよということは言われていますが、今はしてません。やはり時間を決めての活動ということで行っております。

対象者に対しての面接等は、土曜日・日曜日に関しましても、公民館とか施設に便宜を図っていただきまして、登録さえすれば、使用可能ということで面接を行う、また別途そういうメンバーの打ち合わせなども行っております。

これ以外で、年末年始、祝日等におきましても関係機関の方々たちで、対応が取れないということが、実際ありました。

年明けの三が日、もしくはその付近だったと思いますが、やはり関係機関との連絡が取れず、警察からの身柄受けといって、言葉は汚いんですが、親御さんの方に連絡をしたら親は受け入れない、帰ってきて欲しくない。

で、保護司の私の名前が出まして、私の方が直接見柄受けに行きまして、市・県等ですね、緊急に保護していただけないところがないか、連絡はしましたが、あまりにも急で空いてない、もしくは受け入れられないというふうに、断られました。当然そうだと思いますよ。

で、しょうがないので、私が2、3日お預かりしたというか、自宅でその対象者、万引きで捕まったんですけども、保護観察で面接していた対象者ですから、一応私はお預かりして、週明けに保護観察所

東本会長	の方に連絡を取ってですね、引き取ってもらったというようなことがありました。 できるものとできないものもございますが、誰が見るのか、見ても理解できるのかというようなところでね、実際対象者が見て、それが理解できるか、ちょっと私も悩んでいる部分であります。 また、その保護者に関しましても、育児放棄ではありませんが、保護司に任せたら、もう知らん顔、もしくはその他の機関等へ任せたら、もっと何かお願いしたんだからちゃんとやってもらうのが当たり前のようなところもありまして、その辺がちょっと心配ではあります。 なんか話はまとまりませんが、以上でございます。 ありがとうございます。 皆様の貴重なご意見を伺えたのではないかなというふうに思っております。ご意見を踏まえて事務局においてまた案の作成を進めさせていただきます。 都度都度、また委員の皆様にもご覧いただくような形でどうかと思いますので、引き続きご協力いただければというふうに思います。 議事4その他ということがございますけど、何か追加でご質問等ございますでしょうか。 よろしいでしょうか。皆様のご意見を受けてですね、ガイドブック1つなので、そんなに大それたことができないかもしれませんが、こういった話し合いがこの後行われたということと、あとは、今、皆さんからお話があったように、簡単には諦めないでいられるような、何かこう、繋がりになればというふうに思っております。 個人的には、フォントとかも見やすいフォントとか、何か見た目のところからまたご相談できればというふうに思ったりもしております。 本日の議題は全て終了いたしました。全体を通して何かご質問やご確認されたいことはございますか。 では本日の審議を終了いたします。 最後に事務局から連絡事項がございましたらお願いいたします。
福祉政策課長	長時間にわたりご議論ありがとうございました。 会議録の確認についてです。 本日の会議の会議録につきましては、事務局にて作成したのち委員及び出席者の皆様にご確認をお願いさせていただきます。 改めて文書にてお知らせいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

東本会長	最後に、来年度の開催予定についてです。 今年度の会議の開催は今日で最後となります。 来年度の開催については、現段階では今年度同様2回の開催を見込んでおりますが、日程については改めてお知らせさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。 ありがとうございました。 それでは、今年度最後の会議を閉会いたします。ありがとうございました。皆様、長時間、本日はありがとうございました。
------	---